



平成 22 年 12 月 28 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長 菊川 剛
(コード：7733 東証第1部)
問合せ先 広報・IR室長 南部 昭浩
(TEL. 03-3340-2111(代))

当社子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

オリンパス株式会社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会において、アイ・ティー・エックス株式会社（コード番号：2725 JASDAQ、以下、「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 22 年 11 月 11 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 22 年 12 月 27 日を以って終了いたしましたので、その結果についてお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

オリンパス株式会社
東京都渋谷区幡ヶ谷 2 丁目 43 番 2 号

(2) 対象者の名称

アイ・ティー・エックス株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
114,826 (株)	—	—

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 11 月 11 日（木曜日）から平成 22 年 12 月 27 日（月曜日）まで（31 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、60,500円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下、「法」といいます。）第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下、「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、平成22年12月28日に報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	67,089(株)	67,089(株)
新株予約権証券	—(株)	—(株)
新株予約権付社債券	—(株)	—(株)
株券等信託受益証券 ()	—(株)	—(株)
株券等預託証券 ()	—(株)	—(株)
合計	67,089(株)	67,089(株)
(潜在株券等の数の合計)	—(株)	(—(株))

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	525,414個	(買付け等前における株券等所有割合 82.07%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	592,503個	(買付け等後における株券等所有割合 92.54%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	640,240個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等

所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年11月12日に提出した第12期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数です。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成23年1月5日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、平成22年11月5日に当社が公表した「当社子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

なお、対象者普通株式は、現在、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ(以下、「JASDAQ」といいます。)に上場されていますが、当社は、本公開買付け後に当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換を3月中下旬に実施することを予定しておりますので、その場合、対象者普通株式はJASDAQの上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の手続につきましては、決定次第、すみやかに開示される予定です。

また、本公開買付けによる通期の業績見通しに与える影響は軽微です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

オリンパス株式会社 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
株式会社大阪証券取引所 大阪府中央区北浜1丁目8番16号

以 上